野鳥における鳥インフルエンザ対応について

○目的

高病原性鳥インフルエンザウイルスによる感染鳥類を早期発見・早期把握し、野鳥をはじめ家きんへの感染拡大を防止する。また野鳥の接し方等の適切な情報提供により、社会的不安を解消する。

○対応の概要

情報収集・監視：野鳥の生息状況や、異常死の情報等を収集する。

死亡野鳥等調査：死亡野鳥の種類と羽数に応じ、ウイルス保有状況を調査する。

野鳥監視重点区域における調査：高病原性鳥インフルエンザ陽性が確定した際、発生地周辺の状況調査を行う。

緊急調査：状況調査の結果、野鳥の大量死等の異常が確認される等、環境省が必要と判断し緊急に専門家チームを派遣して実施する調査。異常がなければ実施はしない。

発生地対応：陽性となった場合、住民や市町村への情報提供を行う。

○「情報収集・監視」「死亡野鳥等調査」について

・対応レベル及び検査優先種の設定（環境省マニュアル P4～）

高病原性鳥インフルエンザの発生状況により、環境省が対応レベルを設定。

高病原性鳥インフルエンザウイルス（遺伝子を含む）が検出された場合、最後の感染確認個体の回収日の次の日を 1 日目として２８日目の 24 時に対応レベルを引き下げる。また、同様に野鳥監視重点区域についても、以下を 1 日目として２８日目の 24 時に解除する。

＊野鳥及び飼養鳥の場合は回収日の次の日

表 I-1　発生状況に応じた対応レベルの概要

対象地 / 発生状況	全国	発生地周辺（発生地から半径 10 km 以内）
通常時	**対応レベル１**	指定なし
国内単一箇所発生時	**対応レベル２**	**野鳥監視重点区域**に指定
国内複数箇所発生時	**対応レベル３**	
近隣国発生時等	**対応レベル２または３**	必要に応じて適切な場所に**野鳥監視重点区域**を指定

I-2　対応レベルの実施内容

対応レベル等	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応レベル 1	情報収集 監視	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応レベル 2	監視強化	1 羽以上	2 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応レベル 3	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	3 羽以上

- 同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。沿岸・海洋の場合は海流等の環境を鑑み関連した場所）で数日間（おおむね 3 日間程度）に発見された死亡個体や衰弱個体の合計羽数が表の羽数に該当した場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死亡原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり具体的数値を示すのは困難である。そのため、同一場所の範囲は、地域の鳥類に詳しい研究者等と相談し、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- 重度の神経症状を呈している、もしくは、野鳥監視重点区域で、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には鳥種や羽数に関わらず検査対象とする。
- 継続発生時等、検査数が多くなった場合は検査対象とする羽数を減らす等、表 I-2（p.8）にこだわらず、検査の効率化を図っても差し支えない（p.32 II.3.7. 継続発生時の検査及び対応参照）。
- 国内希少野生動植物種（p.10 表 I-5）については、検査優先種であるか否かにかかわらず、その希少性や生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽から検査を実施する。

○早期警戒期間

渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、毎年 9 月～10 月を「早期警戒期間」として、死亡野鳥等調査を強化する。具体的には、早期警戒期間中は、対応レベル 3 相当として、検査優先種 1 と 2 については、1 羽から、検査優先種 3 は 3 羽から、その他の種は 5 羽以上の死亡個体の検査を基本とする。都道府県は、過去の発生状況やそれぞれの検査体制等を踏まえて実施して差し支えない。

ただし、全国の対応レベルは国内の発生状況に応じて別途決定することとし、早期警戒期間終了後は、対応レベルに応じた対応とする。

表 I-3　早期警戒期間中の調査実施内容

鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
情報収集 監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上

- 早期警戒期間は毎年 9 月から 10 月末までとする。当該期間終了後は、対応レベルに応じた対応に移行。

表 I-4　検査優先種

（12 目 17 科）

検査優先種 1（24 種）		
カモ目カモ科	ツル目ツル科	主に早期発見を目的とする。
ヒシクイ	マナヅル	高病原性鳥インフルエンザウイ
マガン	タンチョウ	ルス（H5 亜型）に感受性が高く、
シジュウカラガン	ナベヅル	死亡野鳥等調査で検出しやすい
コクチョウ*	チドリ目カモメ科	と考えられる種。
コブハクチョウ*	ユリカモメ	死亡野鳥等調査で感染確認率が
コハクチョウ	ウミネコ	5%以上であった種。
オオハクチョウ	タカ目タカ科	
オシドリ	クマタカ	
ヒドリガモ	オジロワシ	
オナガガモ	オオタカ	
コガモ	ノスリ	
キンクロハジロ	ハヤブサ目ハヤブサ科	
カイツブリ目カイツブリ科	ハヤブサ	
カイツブリ	その他、重度の神経症状**が	
カンムリカイツブリ	観察された野鳥類全般	

検査優先種 2（22 種）		
カモ目カモ科	アビ目アビ科	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
マガモ	**オオハム**	
トモエガモ	ペリカン目トキ科	
ホシハジロ	**クロヘツラヘラサギ**	
スズガモ	タカ目タカ科	
カイツブリ目カイツブリ科	**ツミ**	
アカエリカイツブリ	**トビ**	
チドリ目シギ科	オオワシ	
ハマシギ	フクロウ目フクロウ科	
チドリ目カモメ科	シマフクロウ	
セグロカモメ	**フクロウ**	
オオセグロカモメ	スズメ目カラス科	
チドリ目ウミスズメ科	**カケス**	
ハシブトウミガラス		
ウミガラス		
ケイマフリ		
ウミスズメ		
エトロフウミスズメ		
ウトウ		
検査優先種 3		
カモ目カモ科	タカ目ミサゴ科	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、検査優先種 1・2 に含まれないカモ科、カイツブリ科等、の種、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1・2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
検査優先種 1、2 以外全種	**ミサゴ**	
カイツブリ目カイツブリ科	タカ目タカ科	
検査優先種 1 以外全種	検査優先種 1、2 以外全種	
コウノトリ目コウノトリ科	ハヤブサ目ハヤブサ科	
コウノトリ	検査優先種 1 以外全種	
カツオドリ目ウ科	フクロウ目フクロウ科	
カワウ	検査優先種 2 以外全種	
チドリ目カモメ科	スズメ目カラス科	
検査優先種 1、2 以外全種	**ハシブトガラス**	
チドリ目ウミスズメ科	**ハシボソガラス**	
検査優先種 2 以外全種		
アビ目アビ科		
検査優先種 2 以外全種		
ペリカン目サギ科		
アオサギ		
ツル目ツル科		
検査優先種 1 以外全種		
ツル目クイナ科		
オオバン		

※**ゴシック**は、県内で一般的に観察できる種

* 外来種。

** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（情報編 p.117 図 IV-5 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。
※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。
※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。
※国内希少野生動植物種については、検査優先種か否かにかかわらず、その希少性及び生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽から検査を実施する。